

指名競争入札共通事項 (建設工事)

1 指名競争入札に参加できる者の資格要件

指名競争入札に参加できる者は、小山広域保健衛生組合建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件を全て満たした者であること。

- (1) 開札日において、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく小山広域保健衛生組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 小山広域保健衛生組合建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 開札日において、次のアからウまでに定める届出をしていない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法(大正11年 法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年 法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年 法律第116号)第7条の規定による届出

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。
- (6) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

2 分割(分離)発注に係る入札条件に関する事項

- (1) 分割(分離)発注に係る入札条件を適用した入札は、入札順位に従って順次執行し落札者を決定する。この場合、先に行われた入札の落札者が提出したその後の入札に係る入札書は無効とする。
- (2) 先に行われた入札において落札者の決定を保留してその後の入札を執行したときは、先に行われた入札の落札者が決定するまで、その後の入札の落札者の決定を保留することがある。

3 設計図書の閲覧等

- (1) 設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)は、指名通知書に示す設計図書の閲覧方法により、閲覧に供する。
- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き書面により提出

すること。

この場合、指名通知書に示す質問の提出期間に持参または送付により提出すること。

- (3) 質問への回答は、指名通知書に示す質問への回答期限に全指名業者に対し書面により行う。

4 現場説明会 行わない。

5 最低制限価格 指名通知書に記載したとおりとする。

6 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。工事費内訳書は入札書を提出する封筒に同封するものとする。(工事費内訳書の指定様式は小山広域保健衛生組合ホームページからダウンロードできる。)

- (2) 工事費内訳書には、次の事項を記載すること。

ア 入札参加者名、工事名、設計書等に記載する項目と同項目

イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位及び金額並びに合計額

- (3) 談合があると疑うに足りる事実があると認めた場合には、当該工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

7 入札の方法

- (1) 入札書は、指名通知書に示す入札書の提出期間までに郵便により提出すること。

提出方法については、小山広域保健衛生組合郵便入札実施要領に定めるとおりとする。

- (2) 入札を辞退する場合は、辞退届を郵送又は持参により提出すること。辞退届を提出せず、(1)の提出期間までに入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

- (3) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、小山広域保健衛生組合財務規則及び小山広域保健衛生組合建設工事執行規則を守ること。

- (4) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。

- (5) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めること。

- (6) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。

- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に規定する課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (8) 入札執行回数は1回とする。1回目の入札で落札者がいない場合は不調とする。
- (9) 参加者が2者に満たないときは、入札を中止することがある。
- (10) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (11) 入札書提出時に、入札内容の印刷を行うこと。

8 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札参加資格の無い者が入札したとき。
 - イ 入札条件に違反したとき。
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - エ 入札書の記載事項が判読できないとき。
 - オ 入札書の記名押印がないとき又は入札書の金額を訂正したとき。
 - カ 入札保証金を納めるべき者が当該入札保証金を納めなかったとき又は納めるべき率に相当する額に満たない金額を入札保証金として納めたとき。
 - キ 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ク 入札に際し虚偽又は不正の行為があったとき。
 - ケ 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
 - コ 工事費内訳書等の提出が義務付けられている入札について工事費内訳書等が提出されていないとき。
 - サ 工事費内訳書等の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。
 - シ 内訳書の計算が間違っているとき。
 - ス 入札書及び工事費内訳書等が提出期間に提出されていないとき。
 - セ アからスに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札を行ったとき。
- (2) (1)のキ又はクに該当する場合には、当該契約に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 指名停止措置を受ける等、開札の時までに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。

9 開札の方法

- (1) 開札は、指名通知書に示す開札の日時に及び場所において行う。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 開札の結果は以下により通知及び公表するものとする。

- ア 落札者が決定した場合は、速やかに電話等で当該業者に通知するものとする。
- イ 開札の結果は、組合ホームページに掲載するものとする。ただし、公共の安全と秩序維持上秘密にする必要のある場合はこの限りではない。

10 同価入札

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

11 入札保証金 指名通知書に記載したとおりとする。

12 契約保証金 納付する。(指名通知書に免除の記載のある案件を除く)

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

13 請負契約書 要する。

14 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事の場合は、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

15 中間前金払と部分払の選択

(1) 請負代金額が500万円を超える工事(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定価格が500万円を超える工事)については、中間前金払を請求することができる。また、請負代金額が1,000万円を超える工事においては中間前金払と部分払のいずれかを請求することができる。なお、請負代金額が3,000万円を超える工事においては、中間前金払と部分払の選択について契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することができない。また、中間前金払と部分払のいずれかを請求する選択をしたとしても、それらの支払の請求をしないことができる。

(2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度において

出来高予定額が500万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払いを行うことができる。

16 中間前金払の請求

- (1) 請負代金額の10分の4以内の前払金に加え、工事の中間段階にさらに請負代金の10分の2以内を前払金として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 前金払と中間前金払を合わせた額は、請負代金額の6割を超えることはできないものとする。
- (3) 契約締結にあたり、部分払を選択した場合には、中間前払金を請求することはできない。

17 部分払の請求

契約締結にあたり、中間前金払を選択した場合には、部分払(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、原則として各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできない。

18 契約条項を示す場所等

- (1) 契約書及び入札を定めている小山広域保健衛生組合建設工事執行規則等について、次の場所において閲覧できる。
 - ・小山広域保健衛生組合 政策課 政策係
- (2) 入札・契約に関する書類については、小山広域保健衛生組合ホームページからダウンロードができる。

19 組合議会の議決に付すべき契約

予定価格が1億5千万(消費税等を含む。)以上の工事の工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による小山広域保健衛生組合議会の議決を経た上で契約を確定する。

なお、小山広域保健衛生組合議会の議決までの間に、競争に参加できるものの条件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。契約を締結しな

い取扱いをした場合については、組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

20 その他

- (1) 小山広域保健衛生組合暴力団排除条例(令和4年条例第1号)第5条を遵守すること。
- (2) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (3) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ア 下請施行を必要とする場合は、可能な限り小山市、下野市、野木町、上三川町内の業者へ発注するように努めること。
 - イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り小山市、下野市、野木町、上三川町内の業者へ発注するように努めること。
- (4) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は申請書、資料の差し替えは認められない。